

松江市告示第 138 号

松江市原子力発電所環境安全対策協議会設置要綱（平成 17 年松江市告示第 361 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 31 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 協議会の庶務は、 <u>防災部</u> 原子力 安全対策課において処理する。	(庶務) 第 8 条 協議会の庶務は、 <u>防災安全部</u> 原子力 安全対策課において処理する。

附 則

この告示は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。